

# 総務委員会資料

令和4年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第87号

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和4年8月30日

総務企画局

## 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号 (初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 新たに給料表の適用を受けることとなった者の号給は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>2 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則の定めるところにより決定する。</p> <p>3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び大学教育職給料表の適用を受ける職員(助手を除く。))にあつては、57歳)を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。</p> <p>7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号 (初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 新たに給料表の適用を受けることとなった者の号給は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>2 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則の定めるところにより決定する。</p> <p>3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び大学教育職給料表の適用を受ける職員(助手を除く。))にあつては、57歳)を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。</p> <p>7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>

改正後	改正前
<p>9 <u>川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号。以下「定年条例」という。）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の基準給料月額</u>は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>	<p>9 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額</u>は、<u>その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>
<p>10 地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第1項、第2項<u>及び第4項</u>の規定にかかわらず、<u>これらの規定及び前項</u>の規定により算出した額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。 （期末手当）</p>	<p>10 地方公務員法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第1項、第2項、<u>第4項及び前項</u>の規定にかかわらず、<u>これらの規定</u>により算出した額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。 （期末手当）</p>
<p>第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第14条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。</p>	<p>第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第14条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、100分の67.5）を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（<u>再任用職員</u>にあつては、100分の67.5）を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>
<p>4 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合</p>	<p>4 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合</p>

改正後	改正前
<p>計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものにあつては、その額に管理職手当の月額を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p>	<p>計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものにあつては、その額に管理職手当の月額を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p>
<p>5 任命権者が必要と認める場合は、予算の範囲内において第2項に定める支給額を増加することができる。</p>	<p>5 任命権者が必要と認める場合は、予算の範囲内において第2項に定める支給額を増加することができる。</p>
<p>6 前各項に定めるもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 （勤勉手当）</p>	<p>6 前各項に定めるもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 （勤勉手当）</p>
<p>第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。</p>	<p>第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、100分の45）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（<u>再任用職員</u>にあつては、100分の45）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>
<p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>
<p>4 第14条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第15条第3項」と読</p>	<p>4 第14条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第15条第3項」と読</p>



改正後		改正前											
<p><u>3 定年前再任用短時間勤務職員の産業教育手当の基準月額</u>は、<u>第3条第3項</u>の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じて次の表に掲げる額（前条の規定により定時制教育手当の支給を受ける者にあつては、同表に掲げる額に10分の6を乗じて得た額）とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>産業教育手当の基準月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>34,000円</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>38,000円</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	産業教育手当の基準月額	1級	18,000円	2級	23,000円	3級	34,000円	4級	38,000円	<p><u>3 (新設)</u></p>	
職務の級	産業教育手当の基準月額												
1級	18,000円												
2級	23,000円												
3級	34,000円												
4級	38,000円												
<p><u>4 短時間勤務職員</u>の産業教育手当の月額は、<u>第2項</u>の規定にかかわらず、<u>前2項</u>の規定による額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p>		<p><u>3 短時間勤務職員</u>については、<u>前項</u>の規定にかかわらず、<u>同項</u>の規定による額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を<u>産業教育手当の月額</u>とする。</p>											
<p><u>5 前3項</u>の産業教育手当について必要な事項は、人事委員会規則で定める。（義務教育等教員特別手当）</p>		<p><u>4 前2項</u>の産業教育手当について必要な事項は、人事委員会規則で定める。（義務教育等教員特別手当）</p>											
<p>第16条の4 義務教育等教員特別手当は、高等学校教育職給料表及び義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける職員に支給する。</p>		<p>第16条の4 義務教育等教員特別手当は、高等学校教育職給料表及び義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける職員に支給する。</p>											
<p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p>		<p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（<u>再任用職員</u>にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p>											
<p>3 第16条の2の規定による定時制教育手当又は前条の規定による産業教育手当が支給される職員に対する義務教育等教員特別手当の月額については、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>		<p>3 第16条の2の規定による定時制教育手当又は前条の規定による産業教育手当が支給される職員に対する義務教育等教員特別手当の月額については、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>											
<p>4 前3項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 （<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外）</p>		<p>4 前3項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 （<u>再任用職員</u>についての適用除外）</p>											
<p>第16条の7 <u>第4条第1項から第8項まで</u>、<u>第5条の2</u>から第6条の2まで、</p>		<p>第16条の7 <u>第5条の2</u>から第6条の2まで、</p>											

改正後	改正前
<p>第7条及び第16条の5の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p>	<p>第7条及び第16条の5の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p>
<p>附 則 1～32 (略)</p>	<p>附 則 1～32 (略)</p>
<p><u>(特定日以後の職員の給料月額等)</u></p>	
<p>33 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が6歳に達した日後における最初の4月1日（附則第35項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>34 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p>	
<p><u>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p>	
<p><u>(2) 川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第 号）による改正前の定年条例第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師</u></p>	
<p><u>(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p>	
<p><u>(4) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員</u></p>	
<p><u>(5) 大学教育職給料表の適用を受ける職員（助手を除く。）</u></p>	
<p>35 <u>地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第37項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適</u></p>	

改正後	改正前
<p>用を受ける職員のうち、特定日に附則第33項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第33項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>36 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</p> <p>37 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第33項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第35項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>38 附則第35項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第33項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>39 附則第33項の規定の適用を受ける職員に対する第16条の3第2項の表の規定の適用については、当分の間、同表の規定にかかわらず、同表に掲げ</p>	



改正後	改正前
<p><u>る額（第16条の2の規定により定時制教育手当の支給を受ける者にあつては、同表に掲げる額に10分の6を乗じて得た額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p>40 <u>附則第33項から前項までに定めるもののほか、附則第33項の規定による給料月額、附則第35項の規定による給料その他附則第33項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p>	

改正後

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用 短時間勤務職員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
		円 170,600	円 209,100	円 230,400	円 256,300	円 303,600	円 341,600	円 373,900	円 410,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

改正前

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

改正後

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（2）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		162,200	198,900	219,000	243,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用する。

改正前

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（2）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		162,200	198,900	219,000	243,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用する。

改正後

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（1）

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>定年前 再任用 短時間 勤務職 員</u>		<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>
		円 291,400	円 336,200	円 382,900	円 433,000	円 487,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

改正前

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（1）

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>再任用 職員以外 の職員</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>再任用 職員</u>		291,400	336,200	382,900	433,000	487,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

改正後

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（2）

職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 170,60 0	円 209,10 0	円 230,40 0	円 256,30 0	円 303,60 0	円 341,60 0	円 373,90 0

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）に適用する。

改正前

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（2）

職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任 用職 員以 外の 職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任 用職 員		170,60 0	209,10 0	230,40 0	256,30 0	303,60 0	341,60 0	373,90 0

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）に適用する。

改正後

別表第4の2（第3条関係）

大学教育職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		270,700	283,200	307,400	377,400

備考 この表は、看護大学及び看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

改正前

別表第4の2（第3条関係）

大学教育職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		270,700	283,200	307,400	377,400

備考 この表は、看護大学及び看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

改正後

別表第5（第3条関係）

高等学校教育職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>定年前 再任用 短時間 勤務職 員</u>		<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>
		円 225,500	円 268,900	円 297,800	円 326,500	円 405,600

- 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に8,900円を加算した額とする。

改正前

別表第5（第3条関係）

高等学校教育職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
<u>再任用 職員以外 の職員</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>再任用 職員</u>		225,500	268,900	297,800	326,500	405,600

- 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に8,900円を加算した額とする。

改正後

別表第5の2（第3条関係）

義務教育諸学校教育職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 228,300	円 264,600	円 289,500	円 316,700	円 397,200

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に9,200円を加算した額とする。

改正前

別表第5の2（第3条関係）

義務教育諸学校教育職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用 職員		228,300	264,600	289,500	316,700	397,200

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に9,200円を加算した額とする。



改正後

別表第6 (第3条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		209,100	215,900	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

改正前

別表第6 (第3条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		209,100	215,900	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。